

建築士事務所登録申請手続き等についての留意点

新規登録申請・更新登録申請

新規・更新登録申請について

- ・**新規登録日は、毎月 10 日と 25 日**です。登録日前日までに、不備なく受付された事務所は登録されます。
- ・登録有効期間は登録日から 5 年間です。（建築士法第 23 条第 2 項）
- ・**更新手続きは、有効期限満了の 30 日前までに申請**してください。（建築士法施行規則第 18 条）
- ・**新規または更新の申請書は、添付書類も含めて正・副 合計 2 部作成**してください。
- ・登録手続き終了後、申請書の副本を登録事務所へご郵送いたします。
※オンライン申請された場合はご自身でシステムより副本をダウンロードしてください。
- ・法人格を有するものは、必ず法人で申請をしてください。
- ・申請書類の「※印」のある欄は記載しないでください。

————申請書類への押印が令和 3 年 4 月 1 日で廃止されました————

登録申請書（第一面）

- ・正本、副本の表示は、申請書左上の 正 副 から○で選択してください。
- ・建築士事務所の種別（一級、二級、木造）を○で選択してください。

(1) 申請年月日

- ・申請時の年月日を記載してください。郵送でお手続きする場合は、投函日を記載してください。

(2) 登録申請者氏名

- ・登録申請者の氏名を記載してください。

・法人の場合、役員全員を登録申請者とみなし、その会社の代表者が役員の代表として、登録を申請します。
登録申請者氏名には、法人の名称、法人を代表する者の役職及び氏名を記載してください。

・法人を代表する者とは、商法で規定された代表権又は業務を執行する権利を有する者のことです。

・業務を執行する権利を有する者とは、株式会社（取締役会設置会社を除く）の取締役、商法第 70 条の規定により合名会社又は合資会社の業務を執行する権利を有し義務を負う社員等のことです。

(3) 建築士事務所の名称、所在地

- ・建築士事務所名称には「ふりがな」を記載してください。
- ・住所の他、郵便番号、電話・FAX 番号を記載してください。

(4) 建築士事務所を管理する建築士

- ・管理建築士講習を受講した終了日及び修了証番号を記載してください。

(5) 現登録年月日及び登録番号

- ・更新の場合は、現在の登録年月日と登録番号を記載してください。

(6) 新規、更新

- ・どちらかをレ印又は■を入れてください。

登録申請書（第二面） 所属建築士名簿

- ・登録時に所属する建築士全員を記載してください。
- ・級別等の人数を記載してください。
- ・1頁を超える人数の場合は、右下の有の□をレ又は■にして、追加記載した別紙を添付してください。

登録申請書（第三面） 役員名簿

- ・法人の場合、役員全員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいう）の役名、氏名、生年月日を記載してください。監査役は申請する必要はありません。
 - ・業務を執行する社員とは、合名会社又は合資会社の業務を執行する権利を有し義務を負う社員のことです。
 - ・取締役に準ずる者とは、株式会社の代理権を有する支配人、又は公益法人・協同組合の理事等のことです。
- ・1頁を超える人数の場合は、右下の有の□をレ又は■にして、追加記載した別紙を添付してください。

添付書類（イ）業務概要書

- ・新規登録の場合は記入不要です。無記入のまま添付してください。
- ・更新の場合は、更新直前までの登録有効期間内（5年間）の業務実績を記載してください。
なお、件数が多く1頁を超える場合は、主要な物件を記載し1頁以内にまとめてください。
- ・業務概要書の「期間」の記載は、始期、終期ともに年月日まで記載してください。
なお、完了していないものは「継続中」または「〇年〇月〇日完了予定」としてください。
また、「管理業務」は対象外です。記載の際は「監理」に注意してください。

添付書類（ロ）略歴書

- ・登録申請者（法人の場合は代表者個人）と管理建築士の略歴をそれぞれ記載してください。
- ・登録申請者が管理建築士を兼ねている場合は「管理建築士の略歴書(ロ)の2」を省略できます。
- ・学歴欄には、最終の年月日を記載してください。
- ・職歴欄には、学校卒業から現在まで、空さなく記載してください。
 - ※建築関係以外の仕事に就いていた場合でも、記載する必要があります。
 - ※無職の期間も「無職」「休職中」など記載してください（※1年未満であれば省略可）

添付書類（ハ）誓約書

- ・誓約年月日を必ず記載してください。
- ・法人の場合、誓約は法人として行う必要があります。法人名、役職名、代表者氏名を記載してください。
 - ※役員全員が記載の事項に該当がないか誓約してください。

(注意) 「成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」が交付され、建築士法施行規則の一部が令和元年12月1日より改正され「誓約書」が変更されました。「旧書式の誓約書」は受付できませんのでご注意ください。

返付先の用紙

- ・申請した事務所の所在地をご記入ください。事務所の所在地以外への返付はできません。
- ・正本と副本の両方に添付してください。

添付書類 [管理建築士講習の修了証の写し] 法第24条第2項に規定する講習

- ・「管理建築士講習」は資格取得の講習です。有効期限はありません。
- ・管理建築士講習の修了証の資格が二級で、現在は一級建築士の場合は、追加書類で「一級建築士免許証(写)」を添付してください。

添付書類 [定款の写し] 法人の場合

- ・原則として、定款の事業又は目的に建築に係る「設計又は施工監理」が掲げられていることが必要です。ただし、土木工事一般、建設工事一般、総合建設業等が掲げられている場合は建築に係る設計又は施工監理が含まれているものとみなします。
- ・定款の写しには必ず**原本証明**をしてください。

※原本証明とは、原本の写しを提出する際、原本の内容と相違ないという証明する記録のことです。

定款の原本の写しに「原本と相違ない」旨、証明日、法人名、代表役職名、代表者名を記載してください。

当社の現行定款の写しに相違ありません。

令和〇年〇月〇日

株式会社 □□□□

代表取締役 ○〇 ○〇

添付書類 [登記簿謄本の写し] 法人の場合

- ・謄本は法務局**発行から3ヶ月以内**のものを添付してください。
 - ※履歴事項証明書、現在事項証明書どちらでも可。正本、副本とも写しでも可。
 - ※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないため、証明として受付できません。

登録申請手数料

窓口または、銀行振込にてお支払いください。県収入証紙では受付できません。

一 築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例の施行により
令和8年4月1日より登録手数料が下記のとおり改正されました。

一級建築士事務所登録手数料	23,000 円
二級または木造建築士事務所登録手数料	22,000 円

【振込先口座】 第四北越銀行 白山支店 普通預金No.1636907
一般社団法人 新潟県建築士事務所協会

※銀行振込の場合は、振込金受領書等の写しを申請書(第一面)の裏に貼付してください。

管理建築士の専任制について

- ・建築士事務所は、専任の建築士が管理しなければなりません。
同一の管理建築士が2つ以上の建築士事務所を管理することはできませんのでご注意ください。
- ・必要に応じて専任制を求める誓約書の提出を求められます。
例) 開設者と管理建築士が同一で、登録申請者の法人所在地と別に建築士事務所がある場合。